

日本のラムサール条約湿地

—豊かな自然多様な湿地の保全と賢明な利用—

日本の湿地の概観	2
日本のラムサール条約湿地地図	9
クッチャロ湖	10
サロベツ原野	11
瀧沸湖	12
雨竜沼湿原	13
野付半島・野付湾	14
阿寒湖	15
宮島沼	16
風蓮湖・春国岱	17
釧路湿原	18
霧多布湿原	19
厚岸湖・別寒辺牛湿原	20
ウトナイ湖	21
大沼	22
仏沼	23
伊豆沼・内沼	24
志津川湾	25
蕪栗沼・周辺水田	26
化女沼	27
大山上池・下池	28
猪苗代湖	29
尾瀬	30
濁沼	31
渡良瀬遊水地	32
奥日光の湿原	33
芳ヶ平湿地群	34
谷津干潟	35
葛西海浜公園	36
瓢湖	37
佐潟	38
立山弥陀ヶ原・大日平	39
片野鴨池	40
中池見湿地	41
三方五湖	42
藤前干潟	43
東海丘陵湧水湿地群	44
琵琶湖	45
円山川下流域・周辺水田	46
串本沿岸海域	47
中海	48
宍道湖	49
宮島	50
秋吉台地下水系	51
東よか干潟	52
肥前鹿島干潟	53
荒尾干潟	54
くじゅう坊ガツル・タデ原湿原	55
出水ツルの越冬地	56
蘭牟田池	57
屋久島永田浜	58
久米島の溪流・湿地	59
慶良間諸島海域	60
漫湖	61
与那覇湾	62
名蔵アンバル	63

日本列島と
自然環境の概観

日本列島はユーラシア大陸の東縁部に面し、日本海をへだてて大陸とほぼ平行に、南北約3,000kmにわたって細長くつらなる弧状列島である。北海道、本州、四国、九州の4つの大きな島とそれを取りまく6,000を超える島で構成され、国土面積は約3,780万ヘクタールである。3,000m級の山脈、約3万kmにおよぶ海岸線、急峻な斜面を流れる多くの河川など、複雑な地形で形成されている。森林面積は約2,500万ヘクタールと国土の67%を占め、そのほとんどが山地である。山の斜面は一般に急傾斜で谷によって細かく刻まれており、平野や盆地の多くは小規模のものが山地との間及び海岸沿いに点在し、その多くは河川の堆積によって形成されている。

気候は亜熱帯気候から亜寒帯気候まで幅広い気候帯に属し、年間降雨量1,000mmを超える地域が多く、湿潤で、季節風が強く、春夏秋冬の四季がはっきりしている。

こうした自然条件を反映して、日本の土地利用形態は複雑になっている。例えば、山地や丘陵地のほとんどは森林に覆われ、一部は牧草地や果樹園として利用されている。高原、台地、平野などを含む平らな土地は農業や居住地として利用され、都市近郊を除く平野部の多くは水田として利用されている。

そして、様々なものが豊かに育まれる国土で、日本人は四季の変化とともに生きる文化を育み、また地震や水害、火山噴火といった自然災害と常に隣り合わせの生活の中で、そうした自然を組み敷こうとするのではなく、順応し調和する形で様々な知識、技術、芸術や感性、美意識を培っていった。

地域ごとに育まれた自然と共生する伝統的な自然観、風土、また複雑な土地利用は日本の生物多様性を育んでいる。生物多様性国家戦略2023-2030(2023年3月31日閣議決定)によれば、日本では9万種以上の生物が確認されている。

しかし、「生物多様性及び生態系サー

ビスの総合評価2021(JBO3: Japan Biodiversity Outlook 3)」によれば、我が国で人為的に改変されていない植生は国土の20%に満たず、高度経済成長期やバブル経済期に比べると、開発による生態系への圧力は低下しているものの、過去の生態系の改変の影響は継続する可能性がある。また、規模の小さい改変は続いている。湖沼及び閉鎖性水域の富栄養化等による危機は減少傾向にある一方で、外来種の侵入・定着による生態系の危機が増大している。地球環境の変化による危機も顕在化しており、我が国の平均気温は100年あたり1.26℃の割合で上昇している。その影響で、様々な生物の分布域の変化や、海水温の上昇によるサンゴの白化等が確認されている。

日本の湿地の
概要と特色

日本は豊富な雨量と周囲を取り囲む海の恩恵を受けた、水に恵まれた国である。そのため、小さな国土の中に河川、湖沼、湿原、マングローブ林、干潟、砂浜、サンゴ礁、藻場、水田、貯水池、湧水池、地下水系など多種多様な形態の湿地が形づくられ、それぞれが各地域の生物多様性を支えている。また、藻場や干潟などに蓄積されるCO₂はブルーカーボンと呼ばれ、CO₂吸収源として近年注目されている。

湿原：

湿原は土壌学的には泥炭地と呼ばれ、貧栄養の雨水だけで涵養されミズゴケなどに覆われた高層湿原、上流部から栄養塩が流入しヨシやスゲの生育する低層湿原、その中間の性質を有しヌマガヤなどに代表される中間湿原に大別される。

低層湿原は周辺域の開発などの影響を受けやすく、本州以南の低地にあるもののほとんどは、早い時期に農業用地や宅地に姿を変えてしまった。

中間湿原は、鹿児島県屋久島を最南端に、主に冷涼な地域に広く分布している。

高層湿原の大部分は本州の中部山岳地帯及び北海道に分布しており、氷河期から

日本の湿地の概観

生き残っている古い野生生物種の生息地として、現在も重要な役割を果たしている。

河川：

日本には109水系約14,000本の主要河川があるが、山がちな国土のためその全長は短く、山から海に向けて急勾配で流れくだる川が多い。上流に大量の雨が降ると一気に増水し、洪水を引き起こすことも多く、洪水・治水対策は、日本の河川環境管理の大きな課題となっている。JBO3(2021年)によれば、河川・湖沼・閉鎖性水域等では水質が改善傾向にあり、一部海域では水質の改善による変化がみられているものの、陸水生態系では、治水・利水目的のダム・堰の整備による河川の分断化が進み、河川を遡上する生物の移動を妨げている可能性が指摘されている。

淡水湖沼：

日本には山岳地帯にある湖沼をはじめ、海が後退してできた海跡湖のように平野部や海岸近くに存在するものなど、様々な湖沼が数多く点在している。また、水田の灌漑水源としてつくられ、管理されている人工的なため池も多数存在する。多くはガンカモ類など渡り性水鳥の生息地であるが、淡水魚類や藻類、またトンボなど水生昆虫の生息地としても重要である。

水田：

日本の国土約3,780万ヘクタールのうち、約232万ヘクタール(2024年現在)が水田である。水田耕作は古来、日本の最も主要な生計手段であり、水田とその周辺の水路、ため池、そして落葉広葉樹を中心とする里山林などは、我が国の主要な二次的自然環境を形づくってきた。こうした二次的自然環境は、下草刈りや池干しといった人々の生活のなかで行われる適度なかく乱によって保たれ、豊かな生物多様性を育んできたが、現在は生活様式の変化により、そうしたバランスが崩れつつあることが問題となっている。

水田は、私たちの食糧生産の場であると同時に、シギ・チドリ類、ガンカモ類などの渡り鳥にとって重要な採食場、休息場所でもあり、また、魚類、昆虫などの水生生物にとってかけがえのない生息環境を提供している。

また、日本は、2008年に開催されたラムサール条約第10回締約国会議において、湿地システムとしての水田の生物多様性向上に係る決議案を韓国と共同で提案し、全会一致で採択された。決議を受けて、関係省庁及びNGOが「水田決議円卓準備会議」を定期的に開催し、水田の生物多様性の向上について継続的に検討を進めている。



地下水系：

ラムサール条約の扱う湿地のタイプには、石灰岩地域に形成される地下カルストと洞窟性水系も含まれ、我が国にもラムサール条約に登録されている地下水系がある。

海岸線：

第5回自然環境保全基礎調査の海辺調査(1998年)によれば、日本の海岸線は、総延長が約32,800kmにのぼるが、そのうち人工改変されずに自然の状態を保持している自然海岸は53.1%のみである。海岸線の人工化は進む一方で、特に北海道、本州、四国、九州の4島における自然海岸の比率は42.3%と半分以上である。残された自然海岸には、潮汐湿地でのみ産卵・生育する希少なトンボの生

息地やウミガメの産卵地として重要な役割を果たしているものもある。

汽水湖：

日本の海岸線には、海が後退してできた海跡湖が多く存在し、その多くは湖口が海とつながる汽水湖である。河川の最下部にあって有機物(栄養塩類)が流入し、水深が浅く、海水と淡水が入り混じる複雑な生態系をもつ汽水湖は一般に生物生産性が高く、海洋生物資源のゆりかごとして、また沿岸漁場として人間にとっても重要な役割を担っている。

藻場：

沿岸域の海底でアマモなどの海藻や、ホンダワラ、コンブ、ワカメなどの海藻が群落を形成している場所を藻場という。藻場は海面下の「海の森」と言われ、酸素の供給、水質浄化、海底の安定化などの機能を持ち、また魚類やウミガメなどの餌となり、産卵・生育場所や隠れ場を提供するなど、沿岸域の生物にとって重要な存在である。日本人も昔から漁場として利用し恩恵を受けてきた。

環境省の自然環境保全基礎調査の一環で実施された「藻場調査(2018～2020年度)」の結果、全国の藻場面積は1,643.4km²(一部の閉鎖性海域等を除く)、藻場タイプ別では海藻藻場1,225.7km²、アマモ場329.9km²、スガモ場87.8km²と判明した。高度成長期の沿岸域の開発などによって、沿岸域の藻場は大幅に減少し、特に、瀬戸内海では30年間で7割ものアマモ場の減少が報告されている。

干潟：

第5回自然環境保全基礎調査の海辺調査(1998年)によれば、干出域の幅が100m以上で面積が1ヘクタール以上の干潟が49,380ヘクタール確認された。

干出と水没をくりかえす干潟は、河川と海の両方から栄養物質が堆積するため

多くの微生物や底生生物が繁殖し、これらによる水質浄化能力も注目されている。また、シギ・チドリ類の採餌や休息地としても欠かすことができない。しかし平坦部の少ない日本では、干潟は様々な開発事業の対象とされやすく、1978年以降の20年間に約1,870ヘクタールが消失した。

マングローブ林：

海辺調査(1998年)によれば、日本全国には約2,670ヘクタールのマングローブ林があり、その95%以上を沖縄県が占める。小規模なものが多いが、なかには100ヘクタールを超えるものも存在する。なお、世界に100種あまりあるマングローブ植物のうち、日本に生育するのは5科7種である。

サンゴ礁：

海辺調査(1998年)によれば、日本の造礁サンゴの総面積は約35,351ヘクタールで、その多くは鹿児島県のトカラ列島以南の南西諸島に分布し、特に造礁サンゴの種の多様性では世界屈指である。



日本の ラムサール条約湿地

日本は1980年にラムサール条約に加入し、釧路湿原を国内最初のラムサール条約湿地に登録した。1993年には第5回締約国会議が釧路市で開催され、国内及びアジア地域において湿地への関心が高まり、ラムサール条約の意義が広く知られるきっかけとなった。

その後、日本は国内の条約湿地の登録

を進め、2025年に福島県の猪苗代湖を登録したことにより、日本の条約湿地の数は合計54か所となった。ラムサール条約は決議Ⅷ.13付属書1で、湿地のタイプを42に分類している(資料3参照)。我が国の条約湿地は、水鳥の生息地として重要な湿地を主体としつつ、湿原、湖沼、水田、藻場、干潟、マングローブ林、サンゴ礁、地下水系まで様々なタイプの湿地を含んでおり、日本の湿地生態系の多様性を反映している。

ラムサール条約は、決議Ⅷ.13付属書2などで、国際的に重要な湿地の登録基準を定めている(資料4参照)。なお、我が国では、ラムサール条約湿地の候補地の選定にあたっては、①条約の定める国際的に重要な湿地の基準を満たしていること、②国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって自然環境の保全が図られること、③地元住民などの登録への賛意が得られること、を条件としている。

湿地の保全と賢明な 利用(ワイズユース)

ラムサール条約は国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を推進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用(ワイズユース)促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。湿地の賢明な利用とは、湿地生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することである。古来より人間が自然を制すのではなく、人と自然が共生する文化を育んできた我が国においては、「賢明な利用」が歴史的に行われてきた事例は数多い。稲作や酪農などの農業や、魚介類の捕獲や養殖などの漁業、あるいは湿地において狩猟を行うための地域ルールづくりなど、湿地に関連する各地域の文化や伝統的な営みをあらためて見直すことが、それぞれの地域における

「賢明な利用」の推進にとって重要である。また近年では、エコツーリズムや野生生物観光など、観光資源や地域づくりの一環としての湿地の活用も推進されている。

湿地保全政策：

「生物多様性国家戦略2023-2030」の湿地に係る記載は、ラムサール条約が締約国に策定を要請する「国家湿地政策」としても位置づけられている。

当該戦略におけるラムサール条約にフォーカスした施策として、条約湿地に生息・生育する動植物の保全及び賢明な利用(ワイズユース)を促進するとともに、条約湿地の質をより向上させていく観点から、これまでに登録された全ての湿地について最新状況を把握するためラムサール情報票(RIS)の更新を行うこととしている。また、関係省庁、地方公共団体や地域住民、NGO、専門家、ユースなどと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組、優良事例の共有、普及啓発活動などを推進することとしている。

また、国際的に重要な湿地の基準を満たすとともに、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、地域の合意が図られ要件が整ったものについて登録を進める。

多様な主体の参加と普及啓発：

日本では、ラムサール条約湿地を有する市区町村によって、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が構成されている。関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルでの保全活動を促進し、条約湿地の適正な管理に資することを目的としており、定期的に会議が開催されている。また、都道府県レベルにおいても、鳥獣保護区、自然環境保全地域、自然公園などの保護区に湿地を含める形で設定したり、独自に湿地に関わる環境条例や環境計画を策定している例もある。

湿地の保全と賢明な利用は、湿地のそばで暮らす地域の人々の理解や参加なくしては実現できない。日本各地のラムサ

日本の湿地の概観

ール条約湿地においては、多くの主体が協力・協働し地域レベルの活動を進めている例が多数ある。

国際協力

湿地の保全と賢明な利用の推進のために、経験や技術を共有するなど、国際協力は重要である。日本はアジアの先進国として積極的な貢献を期待されており、以下の活動をはじめとして、様々な国際協力に取り組んでいる。

湿地保全に関する資金援助と技術移転：

国際協力機構（JICA）は、主に技術協力の形態で開発途上国での資金拠出を行っている。アルバニア、モーリシャス、ペルー、ミャンマー、インド、中米地域にて湿地保全プロジェクトを実施。コンゴ民主共和国やバングラデシュにおいても、案件形成や計画策定を行っている。また、開発途上国の行政官向けに、Eco-DRRや生物多様性保全、エコツーリズム等の観点から日本国内の湿地管理について学び、自国の湿地管理計画策定にかかる能力向上を目指す研修を複数実施している。公益財団法人長尾自然環境財団による民間の資金援助プログラムも提供されている。

湿地保全に関する調査、情報交換：

東南アジアに数多く存在する湿地は、日本を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の越冬地・中継地として重要である一方で、開発を伴う経済成長により、急速な劣化や消失が進んでいる。環境省では、1989年より30年以上にわたり、東南アジア各国において湿地の調査や湿地管理能力向上のための支援を行ってきた。ミャンマーにおいて重要湿地目録作成のための調査やワークショップを実施し、同国のラムサール条約への加入を促進したほか、マレーシア、ベトナム、タイ、カンボジア等においてもラムサール条約湿地登録を支援してきた。

二国間の渡り鳥保全の取組：

日本は米国、ロシア、オーストラリア、中国の4か国と渡り鳥等の保護のための二国間条約・協定を結び、渡り鳥の捕獲などの禁止、生息環境の保全の促進、共同調査などを実施している。また、韓国とも日韓環境保護協力協定を結び、その下で渡り鳥の保護協力に関する定期的な会合及び共同調査を実施している。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）：

世界には、主要な渡り鳥の渡り経路として9つのフライウェイが存在する。このうち、日本が含まれる「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ（EAAF）」には、シギ・チドリ類、ガンカモ類、ツル類を中心として、世界的な絶滅危惧種36種を含む5,000万羽以上の渡り性水鳥が生息している。また、これまでに日本で記録された鳥類の種数に占める渡り鳥の割合は、本州、四国、九州地方では60%、北海道と琉球列島では80%にも及び、日本列島が渡り鳥にとって重要であることを示している。

「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」は、東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥とその生息地を保全することを目的とする国際的連携・協力のための枠組みであり、日豪政府の主導により2006年に発足した。EAAFPでは、「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（以下、「ネットワーク参加地」という。）」を設置しており、ネットワーク参加地では、渡り性水鳥に関する普及啓発や保全活動、調査研究が進められている。ラムサール条約湿地では、シギ・チドリ類の中継地である荒尾干潟や、ガンカモ類の越冬地である伊豆沼・内沼などがこのネットワークに参加している。2025年3月現在、国内のネッ



トワーク参加地の数は34か所であり、このうち24か所はラムサール条約湿地である。

姉妹湿地：

湿地の保全と賢明な利用に関する情報交換、普及啓発活動などを促進するため、海外の湿地と姉妹湿地提携を結んでいる事例がある。釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原はオーストラリア・ニューサウスウェールズ州のハンター河口湿地と、化女沼は韓国・昌原市のチュナム貯水池と、谷津干潟はオーストラリア・クイーンズランド州のブーンドル湿地と、藤前干潟はオーストラリア・ジロング市の湿地と、東よか干潟はアメリカ合衆国・アラスカ州のクパルック湿地と、出水ツルの越冬地は韓国・順天市の順天湾とそれぞれ姉妹湿地提携を結んでいる。

ラムサール賞

長年にわたり湿地の保全と持続可能な利用に多大な貢献をされた個人や団体を讃える賞として、1996年開催の第6回締約国会議において「ラムサール賞」が創設された。

2025年の第15回締約国会議までに、日本人としては3人がその多大な貢献を評価され、受賞者となっている。

中村玲子（なかむられいこ）氏は、アジア地域における湿地の保全への貢献や啓発活動などが評価され、2005年に「教育部門」を受賞した。

辻井達一（つじいたついち）氏は、釧路湿原やサロベツ原野、チリカ湖（インド）

などの自然再生等における長年の貢献が評価され、2012年に「科学部門」を受賞した。

呉地正行(くれちまさゆき)氏は、2008年の第10回締約国会議において、ラムサール条約決議X.31「湿地システムとして水田の生物多様性の向上(水田決議)」(資料1参照)の草案作成、及び国内外の調整を通じて同決議案を採択に導き、水田の湿地としての認識と価値を高めた。また蕪栗沼・周辺水田などで、水田の生物多様性を向上させてガン類の越冬地を提供する冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)に取り組み、広く普及するなど、農業における生物多様性向上の主流化に大きく貢献した。このほか、1970年代からガン類の渡り経路の解明に取り組み、絶滅の危機に瀕したシジュウカラガン個体群の再導入をめざして、日露米の関係者の協力を得ながら、渡りと生息地の回復事業を実施してきた。これらの保全活動などが評価され、2022年に「ワイズユース(湿地の賢明な利用)部門」を受賞した。

ラムサール条約の 湿地都市認証制度

湿地都市認証制度は、2015年の第12回締約国会議で採択されたラムサール条約の決議 XII.10に基づくもので、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等の推進に関する国際基準に該当する地方公共団体に対して認証を行うものであり、有効期間は認証から6年間である。

2025年3月現在、世界27カ国74都市が認証されている。2022年の第14回締約国会議において、日本からは新潟県新潟市及び鹿児島県出水(いずみ)市が我が国として初の認証を受けた。その後、2025年のラムサール条約第64回常設委員会において、国内3例目となる愛知県名古屋市の認証が決定した。

認証を受けた地方公共団体には、世界水準の湿地都市認証を受けたことによる認知度の向上、地域ブランドの確立、さらなる湿地の保全と賢明な利用の推進が

期待される。

新潟市：

ラムサール条約湿地「佐潟(さかた)」が含まれる。新潟市では、江戸時代以降干拓によりほとんどの湖沼が姿を消したが、現在では湿地の多面的価値が見直され、保全・再生に向けた政策転換や地域ごとの利活用の取組が行われている。2014年から5年間設置された「潟環境研究所」を契機として、「ラムサール条約都市 ～自然と共生する都市～」を目指して活動を展開してきた。潟のほか、川や水田を含む湿地は市の面積の44%を占め、越冬数が国内最多のコハクチョウをはじめとする渡り性水鳥の採餌・休息の場となっている。

出水市：

ラムサール条約湿地「出水ツルの越冬地」が含まれる。出水市では、「越冬地保全の歴史と豊かな自然環境を未来の子どもたちに」、「先人の知恵に学びつつ湿地の恵みを持続的に活用」、「湿地を身近に感じ郷土愛を醸成」及び「ツル越冬地の自然環境の保全及び持続可能な活用の推進」の4つを基本方針に、ツルの越冬環境の改善、多様な生き物の生息環境の創出や交流・環境学習等の取組を進めてきた。

名古屋市：

ラムサール条約湿地「藤前干潟」が含まれる。大都市としては貴重な自然を残すこの干潟で、1990年代にごみの埋立処分場を建設する計画があったが、渡り鳥の重要な飛来地である干潟を守るために、市民運動と行政判断により計画を中止した。「ごみ非常事態宣言」の発表により、市民・事業者とごみを減らす取組を進めながら藤前干潟を保全してきた。拠点施設を活用した環境教育の実施等、多くの人々に環境学習の機会を提供している。